

ガソリンを購入するとき のお願い!!!

□ 容器が消防法に適合しているか

- ・法令に適合した容器でなければガソリンを入れることはできません！（灯油用の容器にガソリンを入れることはできません）
- ・車両による容器の運搬を行う場合は、金属製容器（最大容積22ℓまでのもの）とする必要があります！

□ 使用目的や購入数量について

- ・購入するガソリンの使用目的等について聞かれる場合がありますが、ご協力お願いします。

□ 身分証明書による本人確認について

- ・ガソリンの購入に際し、本人確認ができる身分証明書による確認を行う場合があります、ご協力お願いします。

ご協力をお願いいたします。

なお、ガソリンスタンドによってはガソリンの容器への販売を行っていないところもございます。

あらかじめ、ご確認の上購入するようお願いいたします。



お問い合わせ先
系島市消防本部
予防課 予防係
TEL：092-332-8026